

2019年（平成31年）4月

藤沢市立高倉中学校  
保護者様

藤沢市教育委員会

### 「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」についてのお知らせ

日頃から藤沢市の教育にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

本市では、国の策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「神奈川県の子どもの部活動の在り方に関する方針」を参考に、「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という）を策定しました。

「本方針」は、平成31年4月より施行となりました。特に休養日の設定については、生徒の健康・安全に係ることから、各中学校において、その趣旨を意識し部活動運営をしていく予定です。なお、「本方針」をもとに各中学校の「部活動に係る方針」も作成されますので合わせてご確認いただき、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○「本方針」から「適切な休養日等の設定」を抜き出し、掲載します。（本方針全体については、市ホームページに掲載しております。）

本方針掲載ホームページ

URL：<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/sidouka/bukatudou.html>

### 3. 適切な休養日等の設定

#### (1) 適切な休養日等の設定の基準

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、特に運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、運動部、文化部とも以下を基準とする。

なお、暑い時期の活動においては、熱中症予防のため、熱中症予防運動指針に則り行うものとする。

○ 課業期間は、週当たり2日以上、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

○ 長期休業中は、課業期間に準じ、休業中2/7以上の休養日を設定する。

例えば、42日程度の夏季休業日は、12日以上を設定する。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

本市の「学校業務停止期間」においては、原則、部活動は行わない。

○ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。